

# 哲學研究

第三百三十二號

第十二卷  
第三冊

## 辨證法の論理

田邊元

こゝに私が辨證法と稱するのは勿論既にカントにその萌芽が認められ、フイヒテ、シエリングに於て意識的に發展せられ使用せられて、終にヘーゲルに至つて完全に組織せられると同時に世界觀の原理にまで高められたところの、思索の方法、思惟の論理に外ならない。私は嘗て此意味に於ける辨證法を、意志の體驗に根據を有するものではないかと思ふ、と書いたことがある〔拙著「カントの目的論」四頁〕。併し當時未だこれに就いて精細明確なる思想を有することが出來ず、従つてこの問題を充分審に論ずることも出來なかつたのである。爾來約三年、辨證法の本質に關する問題は、他の問題の研究に従事する間にも斷えず私の腦裡を去らなかつた。最近フイヒ

テの研究は始めて私に、前記の豫感を多少はつきりした思想に形造る途をつけて呉れたやうに思ふ。そしてそれに由つて従來疑問になつて居たヘーゲルの論理に於ける或種の問題も私なりに一應の解釋が出来るかに感ずる。それで私は辨證法研究の一步として、習作的にこの最近の自分の考を書いて見やうといふ氣になつたのである。この小論に於て、特に私の重きを置いたところは、辨證法に於て純粹論理の立場から必然に導かれる内容とさうでないもの、特に意志體驗に由來する内容を篩ひ分けることであつた。私はこれに由つて前著以來私の心を占領したところの問題に一應の解決を附け得るかと思ふのである。勿論辨證法の研究はそれだけで大部の書冊を成すに足る程重大にして困難なるものであつて、今私はこれに關する凡ての問題を悉く論ずるといふやうな意圖を全然有しない。それに對する方も今この私には與へられて居ないのである。またヘーゲル以後の解説者乃至哲學史家の解釋批評といふやうなものをあさつて、比較研究するといふ興味と餘裕とは私には缺けて居る。私はたゞ辨證法の核心に就いて、ヘーゲル及びその先驅者の思想から直接に私の理解し得た所を、自分の心覺えに書いて置きたいと思ふだけである。而して斯かる未熟な習作に過ぎないものを、今敢て世に公にするのは、勿論これを機

會に先進同學の教を受けて今後の研究に資したいといふ念願に因ることは改めて言ふを俟たぬところであるが、同時に、此頃辨證法なるものが社會科學研究者の間に特別の興味を喚起し、而して年少學徒の中にはその本質と限界とに關する充分なる研究を豫め試みることなくして、それに對し宛も一種『魔術の棒』に對する如き妄信を懷く人もあるやうに傳へ聞く所から、それ等の人々に對し、出來るならば反省の一參考資料を供したいといふ希望に促されたのであることも事實である。これに對し微力を忘れ空想に驅られて居るといふ誹を受けるならば、それは私の敢て辭するところではない。とにかく私はこの論文に於て、最も根本的な事柄から考へを進めることを試みて見た。これは單に讀者の理解を容易にする爲めばかりでなく、同時に私自身の思想を明確ならしめる爲めにも必要な用意であると思つたからである。

辨證法の、思索の方法、思惟の論理として有する特色を簡短に要約するならば、次の數項に歸せられるでもあらうか。

第一、普通の形式論理に於ては所謂矛盾原理に由り、絶對的に對立するものとして全然合一せられることなき矛盾概念乃至命題が、辨證法に於ては相綜合せられて、兩

者を特殊として含む普通の内に止揚せられ、前者は後者の限定分化として思惟せられる。私は便宜の爲に此特色を辨證法の綜合性と稱ふことにしやう。

第二、普通の形式論理に於ては、思惟は或與へられたる對象に關して一回限りに或は肯定判断を下し、或は否定判断を下し、従つて矛盾概念の何れか一方を一回限りにその對象に就いて定立するに止まる。然るに辨證法に於ては如何なる思惟定立も必然的にその反對定立を喚起し、而してこの定立と反定立とは前項第一の綜合性に従つて普通の綜合に止揚統一せられ、而もこの綜合が一の新たな定立として更に自己の否定たる反定立を喚起し、斯くして無限に否定と綜合との過程を發展するのである。私はこの辨證法の特徴を假に否定性と名づけて置かう。

第三、右の綜合性と否定性とに由つて成立する思惟の無限過程は、普通の形式論理に於て、思惟が實在の單に所謂論理的形式的なる性質を抽象反省するに止まり、従つて論理的關係はたゞ思惟し反省する主觀に對する限りに於て成立し妥當するに止まるものであると考へられて居るのに異り、それ自身實在の本質的發現なのであると辨證法では考へて居る。即ち辨證法は單に想惟の論理に止まるものでなく、同時に實在そのもの、發展の内面的理法であることを標榜する。私はこの論理と實在

どの同一性に關する辨證法の特色を今假に辨證法の實在性と稱することにしたい。第四、既に今述べた如く辨證法は實在の理法であつて、而もそれは綜合性と否定性に由り無限の發展過程を成すものであるとすれば、實在發展の過程中に起り來る一切の事象は凡て辨證法に由り必然的に制約せられて居る譯であつて、如何なる事實も辨證法以外の方法、例へば經驗といふ如き手續に訴へることなく、辨證法の論理のみから必然的として演繹せられる譯である。即ち辨證法は特殊事實の個別的規定をそれから發出せしめ得る論理たることを要求する。この要求標榜を暫く辨證法の發出性と名づけることにしやう。これが與へられたる經驗事實といふ如きものを前提して、反省的分析的に思惟する方法を規定すると考へられて居る普通の形式論理と區別せられる辨證法の第四の特色と看做される。

若し一層精細に考へたならば、更に他の特色を辨證法に就いて擧げること勿論出來るであらう。併し私は今、普通の形式論理と異なる別種の論理としての辨證法を、大體右の四項に由つて略完全に特色附け得るものと考へて、以下夫々に就き省察を加へて見たいと思ふのである。但しこの四つの特色は全然相獨立したものと云ふよりも寧ろ互に相關聯するものであつて、啻に右の簡單な説述に由つても觀取せら

れる如くに、後に述べたものがそれより前に挙げたものを豫想するといふ關係にあるばかりでなく、更に前のものも後のものを俟つて始めてその意味を發揮する如き性質を有するのである。たゞ私は考察の便宜上問題を分けて置く方が好いと考へたので、一應右の如き區別に従ひ、順次に各の特色の據つて立つ根據を探り、果してその特色が標榜通り正當に承認せられるものかどうか、若し標榜の通りに承認せられるべき正當の根據が無いとすれば、如何なる範圍に於て正當に承認せられるか、その限界を明にすることを試みて見たいと思ふのである。

## 二

今述べた所に従つて先づ第一に辨證法の綜合性に就いて考へて見やう。普通の形式論理に於ては、肯定と否定との矛盾的對立にある二つの命題乃至概念は絶對的に對立するものとして、兩者を一に合致せしめることは全然不可能と認められ、之を試みるとは絶對に禁止せられて居る。所謂矛盾律といふのはこの事態を言表はしたものに外ならない。従つて斯かる矛盾律に支配せられる形式論理は、矛盾的對立をなすものとして對象を概念的に區別することをその主たる職分とする。普遍的なる概念に包攝せられる特殊を『しかじかである』か『しかじかであらぬ』かに従ひ

矛盾律に由つて區別對立せしめ、以て普遍から特殊を分析的に誘導するところにその機能がある。これ分析論理の名の起る所以である。然るにこれに對し、辨證法の重要な特色は、矛盾的對立の關係にある命題乃至概念を同一なる命題或は概念に綜合することに存する。矛盾の關係に於て對立する二つの特殊を、そのままでは眞理の具體的全體を捕捉表現するものでないとして廢棄すると同時に、他方、それにも拘らず、各々眞理の一面的部分を捉へ表はすものであると認めて、これを具體的全體に對する抽象的部分の資格に於て保存し、所謂止揚契機として、兩者をより高き立場に擧揚し、その立場に於て具體的全體に綜合統一するのが辨證法の所謂綜合論理としての特色である。斯くして一見矛盾律の規定に反し、相矛盾するものが自同的なるものに歸一せられるかの如き外觀を呈する。併しながら勿論これは單に外觀上然るのみであつて、辨證法と雖も決して矛盾律を破棄するところが出来るものではない。『非甲は甲であらぬ』といふ矛盾律は、思惟が可能なる限り、論理が妥當する限り、破棄せられることは出来ぬ。我々は『非甲が甲であらぬ』といふ命題を思惟する同一平面に於て、『非甲は甲である』といふ命題を定立することを許されない。辨證法が矛盾律の支配を脱して、『非甲が甲である』といふ命題を立するかの如き外觀を呈す

るのは、『非甲が甲であらぬ』といふ命題の思惟せられる平面よりも一層高き或は深き立場から、非甲と甲との關係を觀るのに由るのである。譬喩を以ていふならば、矛盾律の支配する二次元の平面が、三次元をもつ立體的立場から觀られるとき、前者に於て絶對的に相對立し、相排斥するに止まる所の、互に矛盾するところのものが、實は同一なるものゝ二つの部分として相互の依屬、結合を自覺し、自同なるものに於て歸一せられるのである。即ち矛盾の支配する分析論理は平面の論理であり、これに對し辨證法は立體的の論理であるといはれる。従つて、辨證法は矛盾律を破棄するのではない。たゞ之を自己の内に包容するのみである。包容するものは全體として、包容せられる部分のみを規定する法則に由つては、それ自ら規定せられることなしに、却てその法則をも自己の内に包容するものとなるのは當然であらう。このことは論理的にいふならば、分析論理の平面に於て絶對的に對立して何等の一致點を有せざる二つの相矛盾するものが、辨證法の立體内に於て、同一なるものゝ相反對する兩方向といふ意味を現し、同一と反對とを一つに兼ね合はせて、部分的に同一と反對とが並立共存することゝなるのであるから、平面の論理に於て矛盾對立 *Kontradiktorische Opposition* にあるものが、立體の論理に於て反對々立 *Konträre Opposition* に移るのであ



るとして言表はすことが出来るであらう。これは更に判断を分類する論理學の視點に屬する概念を借りて、質肯定否定の對立として現れるが、量化量は全稱特稱の區別に現れる(せられる)のであるといふことも出来る。辨證法の綜合論理たる特色は、分析論理の平面に於て絶對的の意味を有する質の對立を量的相違に歸し、矛盾對立を反對々立に移すことの出来る立體性に存すると考へられる。これに由つて、『非甲は甲であらぬ』といふ矛盾律が超越せられて、『非甲は或見地に於て甲であらぬと同時に、他の見地に於て甲である』といはれ、『非甲が甲であらぬ』のは、全體の眞理でなく部分の眞理たるに止まり、矛盾律の妥當は全稱的でなくして特稱的であるといはれるのである。

このことから直ちに、普通の形式論理に於て概念の内包と外延との關係に就いて規定せられて居るところと正反對なる、辨證法に於ける概念の内包と外延との間に存する特異なる關係が導かれる。周知の通り、形式論理に於ては概念の内包と外延とは反比例して増大するものと考へられ、概念が外延上普遍的であればあるだけ、内包上空虚となり、従つて抽象的であると認められる。これは形式論理の分析的性質の必然的歸結として、相矛盾する徵表規定を有する二つの特殊は、その矛盾する規定

に於て一に結合せられることは許されずして、どこまでも互に相拒斥しなければならぬから、兩特殊を包攝する普遍はこの徵表規定を除外した他の徵表規定に關してのみ兩者を統一することが出来るのであつて、外延上普遍なるものゝ内包はそれに包攝せられる特殊が互に相矛盾する所以の徵表規定から抽象せられたものでなければならぬのに由るのである。例へば立憲政體を有する國家と非立憲政體を有する國家とがある以上、斯かる矛盾的規定を有する特殊の國家の概念を包攝すべき國家一般の概念は、代議制度といふ如き徵表をその内包に含むことは出来ず、それから抽象せられて居なければならぬ如きである。然るに辨證法に於てはこれと異り、相矛盾する概念は、それが互に矛盾する所以の規定をその部分として一に結合するところの全體的規定を、その内包に含まざる抽象的のものである爲めに相矛盾するのであつて、若しこの全體的規定を内包とする具體的の概念が思惟せられるならば、前の相互矛盾的なる抽象概念はその内に止揚せられて仕舞はなければならぬ。而も抽象概念は夫々その矛盾する概念を拒斥するに反し、具體概念はその兩方を包攝するものであるから、明に前者の特殊なるに對して普遍であると考へられなければならぬ。即ち具體的なるものは普遍的であつて、抽象的なるものは特殊である。

而してその逆もまた容易に認められる。於此辨證法に於ける概念の内包と外延との關係は正に形式論理に於けるそれと正反對のものとなり、内包と外延とは反比例をなすのでなく、相並行するのである。内包の具體と抽象とは外延の普遍と特殊とに一致し、兩者は共に全體と部分といふ關係に歸一する。所謂具體的普遍といふ規定が概念構成の目標となるのはこれが爲めに外ならない。今假に前掲の例に關係して國家の概念を代議制度といふ徵表に着目しつゝ辨證法的に思惟するならば立憲政體の國家といふ概念も、若しそれが非立憲政體換言すれば獨裁政治の國家といふ概念の含む權力といふ徵表を全然排斥して、國民の意志といふ徵表のみに偏局する場合には、抽象的特殊的であり、これに對し非立憲政體の國家といふ概念はその反對に權力の徵表に偏局して、國民の意志といふ徵表を無視拒斥する限り、同様に抽象的特殊的である。具體的普遍的なる國家の概念は明に此二者を止揚契機として綜合し、國民の意志を超越してはたらく無限絶對なる歴史の力の發現として認められる限り、於ての權力的契機と、現實なる有限相對の國民的意志の契機との、内面的交互作用、自覺的結合の發展をその内包とするものであると考へられるでもあらう。斯くして獨裁制度と代議制度とは共にこの内包の必然的契機となる。兩者は普遍

なる國家の概念の特殊化せられて個別的に發展する、その發展の契機に外ならない。他にもかく、この具體的普遍的な思想に於て、分析論理に對する綜合論理としての辨證法の特色が、最も明に發揮せられるものなることは疑無いと云つてよからう。

## 三

辨證法の綜合論理としての特色は、普通の形式論理の分析的性質に對比して述べた右の説明に由つて大體明にせられたものと認めて、私は次にその綜合性の妥當する根據と制約とを、同様に分析論理との關係に於て考へて見たいと思ふ。

今述べた所に由つて理解せられたと思はれる如く、辨證法の綜合論理は、矛盾律に支配せられる分析論理としての普通の形式論理を、破棄するものでなく包容するものである。兩者の規定は成程一見すると相矛盾するものであつて、相兩立すること出來ぬとも思はれるであらう。若し形式論理が既に承認せられて居る通り不可侵の眞理であるならば、綜合論理は虚偽でなければならず、反對に、綜合論理たる辨證法が眞理と認められるべきものであるならば、形式論理は却て虚偽でなければならぬと考へられるであらう。殊に、前節の最後に述べた所の概念の内包外延の相互關係に就いての兩論理の規定の如き、全然正反對なるものであつて、到底相兩立し難

き感を懐かせること否定出來無いであらう。併し、それにも拘らず、前節に述べた私の解釋にして正しいとするならば、此兩種の論理は相矛盾するものでなく却つて兩立するもの、即ち一は他を包容するものなのであると考へなければならぬ。兩論理の一見相矛盾する規定は同一の立場に於てなされるのではない。兩者はその立場を異にするのである。従つて一見矛盾を成す兩方の規定は實は矛盾を成すのでなく、所謂二律背反をなすに止まる。而も、その立場は、一は立體的であつて他は平面的であり、従つて前者は後者を包容するのである。換言すれば形式論理の矛盾律に由る規定は、辨證法の綜合論理の抽象的なる一面として、破棄せられるどころではなく却て維持せられるのである。従つて兩論理の規定の形造る二律背反は容易に解かれるものなのである。兩者は各々それ自身の立場に於て正當に妥當するものでなければならぬ。併し翻つて考へると、果して兩論理の關係が右の如きものであるとすれば、分析的なる形式論理を支配する矛盾律は勿論辨證法を支配することは出來ないと同時に、後者は前者が此原理を公理として其上に成立する如くにそれを根據として成立するものであることは出來ない筈である。辨證法は矛盾律、自同律は勿論その半面に豫想せられて居るものと認める以上、何か特別な根據を有す

るものでなければならぬ。それに由つて始めて、矛盾律を根據とする分析論理を自己の内に包容する綜合論理たることが出来るのである。分析論理の立場で、『普遍的なるものは抽象的』といはれるその規定を翻して、自己の立場から逆に、『普遍的なるものは具體的』といふ規定を下すことも斯くして出来るのである。それではこの分析論理の立場を超え、その上に立つてそれを包容する立場の根據となるものは果して何であらうか。

それは既に前節の説明に由つて容易に推測せられる如く、辨證法の立體性といふことより外の何物でもあり得ない。辨證法は、分析的なる形式論理が矛盾律に由り相兩立する能はざるものとして相互拒斥の關係に對立せしめる矛盾對立を、その對立の平面より高さ(或は深き)第三次元の立場から眺めて、同一なるものゝ部分的對立といふ反對々立の關係に移し、その同一なるもの即ち普遍者の特殊部分として兩對立者を綜合するのである。辨證法の綜合性は實に此第三次元に立場を移すといふ立體性に存する。然らばこの、私が空間的比喻を借りて第三次元といひ空間性と稱するものゝ本性は何であらうか。若しそれが論理に屬せざる、論理以外の何物かであるならば、辨證法の根據は論理以外に存することゝなり、論理は即ち分析的なる形

式論理より外にはあり得ないことゝなるであらう。

私はこの重大なる問題に對して豫め決然と辨證法の立體性は論理そのものゝ本性に存するのであることを斷言しなければならぬ。抑も論理の本質思惟の職分は分析であると同時に綜合である。單に複合的なるものを矛盾律に従つて區別分析するのみでは論理的思惟は成立しない。分析せられたるものを特殊として、それを普遍者の限定といふ關係に於て規定するとき始めて論理的思惟は成立するのである。命題は必ず主語と述語とから成立ち、主語の特殊が述語の普遍に由つて規定せられるといふのも、述語の意味する普遍者の限定として主語の表はす特殊を認定することに外ならない。其故述語の表はす普遍は常に概念であつて、主語の特殊を內在的に含蓄するもの、命題として表はされる判断はこの概念に内在するものを顯現して、概念を展開したものに外ならない。而してその分析的展開の半面には、主語の表はす特殊が今下さるべき判断の主題として掲げ出されたものである限り、それを提げて述語の普遍に臨み、試行的にこの特殊を綜合する普遍として當該普遍を認めやうとする綜合歸入の側面の缺くべからざることとも明である。判断はこの試行的綜合を是認(肯定)或は拒斥(否定)するところに成立するのである。推論といふのはこ

の判斷に於て直接的に是認或は拒斥せられるところの試行的綜合に、根據を與へ媒介を供するものに外ならない。推論に於て展開せられた形に顯現せられるところの綜合結論の主語と述語とが前提の媒介に由つて始めて結合せられるのは、正に綜合でなくして何物であらうは、内面的潜在の形に於て、媒介なき直接の綜合として既に判斷そのものに存するのである。概念の展開として判斷を觀れば、それに於ける分析の一面が現れ、推論の未展開なる潜在として判斷を觀れば、それに於ける綜合の他面が認められる。論理的思惟の基本形式たる判斷に於て分析と綜合との兩面は不離の統一を成す。即ち普遍を特殊に分析すると、特殊を普遍に綜合するとは、同一なる論理的思惟の兩面に外ならない。普遍から分析に由つて導かれたといふ意味を持たない特殊があり得ないならば、同様に、特殊から綜合に由つて達せられたのではない普遍といふものもない。而してこの綜合は分析の行はれる平面を超えて第三次元に入ることによつてのみ可能なのである。何となれば、一度矛盾律に由つて矛盾立をなすものとして區別せられた特殊そのものゝ立場に立つといふことは、原統一の普遍を去つて、對立拒斥の平面に、たゞその平面のみに、立つことを意味するからである。若しこれから再びもとの統一的普遍に立歸らうとするならば、既に統一的



普遍はその對立の背後に見棄てられて居るのであるから、どうしても、その平面を出て第三次元に入らなければならぬ。このことは今述べた所に従つて、判斷の内に潜在する綜合を展開顯現したものと認められるべき推論を觀察するとき、一層明に注意せられるであらう。今形式論理に於て推論の定型と認められる三段論法をとつて觀ると、結論となる命題の主語と述語とは、それ自身では直接に結付くことの出来ないものと考へられ、ばこそ、媒辭を仲介として間接に結合せられることが必要となるのである。然らば媒辭は三段論法に於て如何なる役目を果すかといふに、それは大前提に於ては内包上、結論の述語の表はす概念を分析するとき必然にその内に見出され、それあるが爲めにその述語の表はす概念が必然に導かれる如き徵表を含むと同時に、他方外延上から觀れば、小前提に於て、結論の主語の表はす特殊を、その特殊ならぬ(従つてそれと矛盾對立の關係にある)他の特殊と共に、自己の内に綜合する普遍を意味することにより、分析と綜合とを一つに兼ねて實現するものとなるのである。例へば、『人間は死ぬものである』(大前提)、『ソクラテスは人間である』(小前提)故に『ソクラテスは死ぬ』(結論)といふ古典的な例をとるならば、人間といふ概念は、大前提に於ては、可死的といふ概念と不離の關係にあり、それを分析すれば必ず其の内に

發見せられて、それあるが故に可死的といふことの成立つ、例へば、自家中毒の毒素發生を伴ふ有機生活といふ如き徴表を、その内包に含むと同時に、小前提に於ては他の徴表に着目せられて、ソクラテスと他の人間とを凡て特殊として含む、外延上の普遍を意味するのである。この外延上普遍としてそれが思惟せられる爲めに、ソクラテスとソクラテスならぬものとの區別の平面に對し、却てこの區別の成立する地盤であり背景であるにも拘らず、それが地盤である爲めに表面に現れず、それが背景である爲めに前景に現るゝこと能はずして、その下に或はその奥に潛むところのより高き或はより深き立場、従つてこれを可能にする第三次元が要求せられるのである。推論に於ける思惟の進行發展の過程は正に思惟そのものゝ立體性を示す。假に單一なる判斷は立體的でないとしても、推論は判斷と判斷との媒介的結合と發展とをその本質とするものである以上、如何にしてもその立體性は否定せられることは出來ない。而して單一なる判斷そのものといへども、右に述ぶる如く、推論に於て媒介を以て展開せられるところのものを、未展開の状態に於て直接的に含蓄する限り、實は立體性を潜在に含むものといはなければならぬ。既に分析とか區別とかいふことが、その行はれる媒介として地盤となり背景となるものを豫想するのである。

分析や區別に由つて、分析せられ區別せられたものは、全然絶縁せられるのではない。若し、假に左様であつたとしたら、分析とか區別とかいふことも意味を失はねばならぬ。思惟に對しては、分析も區別も、廣い意味に於ける『關係づけ』である。而してこの『關係づけ』が、當面の作用の分析であり區別であるにも拘らず可能であるのは、全くそれが媒介者の地盤乃至背景に於て行はれるからに外ならない。即ち分析の半面には媒介者に於ける歸一が豫想せられる。これ綜合である。判斷と雖も、特に分析區別を目的とする如くに見える判斷に於てさへ、分析の半面には綜合があり、前者の平面は後者の立體内に於て成立するのである。たゞ判斷に於ては、この立體性が未だ顯現せられないだけである。或はこれに對し、判斷の綜合性は承認しなればならないが、その綜合は即ち分析の行はれた平面そのものに於て行はれるのであるから、判斷の綜合性は立體性を含意しないといふかも知れない。併し分析に由つて現出せられた對立の平面は飽くまで對立の平面であつて、それ自身に於ては、分析の行はれる媒介としての地盤乃至背景を、自己の表面乃至前景に呈出しては居ない。辨證法特有の用語に従へば、この平面に於ては未だ、その平面成立の媒介者たるものが自覺せられて (*being*) になつて居ないのである。従つてこの媒介者は思惟に對し

猶無である。然るに綜合はこの無を有に轉じ、地盤を表面に現はし、背景を前景に出すものである。それ故綜合の立場は分析の平面を出て第三次元に立つものでなければならぬ。即ち綜合は判斷に於ても猶立體的呢である。綜合は分析の平面より高次の次元を要求する。たゞ一般に判斷に於て、特に分析區別を主目的とするところ解せられる判斷に於ては、この立體性が推論に於ける如く顯現せられないで含蓄せられて居る。其爲めに判斷の綜合性が立體性を含意しないといふ外觀を呈するのである。併し實は判斷といへども立體性を豫想し含蓄して始めて成立するのである。我々は一般に思惟はその本質に於て立體的呢であるといはなければならぬ。辨證法の綜合性立體性は實に論理そのものゝ本質に由來するのである。形式論理の分析性平面性はその抽象的一面に外ならない。形式論理自身がその論理としての本質を自覺するならば、分析的平面的といふ規定の抽象にして不充分なることを認め、自己の綜合性立體性を覺る筈である。この意味に於て辨證法は形式論理と矛盾するものでなく、却て後者を含む具體的なる論理であるといはれなければならぬ。推論に於て發展する思惟は分析論理といふ意味に於て形式論理的でなく、辨證法的なのである。單に綜合的立體的呢といふ規定の關する限りに於ては辨證法は、論理そ

のものゝ本質に根據を有するのであつて、それは正當なる妥當性を保持するものであると認められなければならぬ。(未完)